

宇治市の 木造住宅耐震化助成制度

耐震診断士派遣事業

耐震診断とは、建物が大きな地震に対してどの程度耐えられるかの目安を判定するものです。



【対象住宅】①昭和56年5月31日以前に着工したもの

又は大阪北部地震による罹災証明書の交付を受けたもの（一部損壊以上）

②木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの

③自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の結果、9点以下のもの

【補助内容】①府に登録された京都府木造住宅耐震診断士を宇治市が派遣して耐震診断を行う

②無料で耐震診断を実施する（ただし、交通費として3千円の申込者負担あり）

耐震改修等助成事業

診断の結果、耐震性が不十分と判定された場合は、地震が起きても建物が倒れにくくなるよう、耐震改修を行いましょう。令和元年7月より代理受領制度が利用できるようになりました。（裏面参照）



※工事の着手前に申請が必要です。

令和7年度限定で、木造住宅耐震改修補助金を引き上げます！

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により木造住宅が多数倒壊したことを受け、令和7年度限定として、木造住宅耐震改修についての補助金上限額及び補助率を引き上げ、市民負担を更に軽減させます。

補助上限額：137.5万円 → 145万円

補助率：92% → 約97%

【対象住宅】①昭和56年5月31日以前に着工したもの（※1）

②木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの

耐震改修 A ・耐震診断結果 1.0 未満 → 改修の結果 1.0 以上となる工事について、耐震改修（設計・工事）に要した経費の $\frac{29}{30}$ を補助（ただし、145 万円を限度とする）（※2）

令和7年度限定

耐震改修 B ・耐震診断結果 1.0 未満 → 改修の結果 0.7 以上に向上する工事（耐震改修 A を除く）について、耐震改修（設計・工事）に要した経費の $\frac{4}{5}$ を補助（ただし、100 万円を限度とする）（※3）

簡易改修 ・耐震診断結果 1.0 未満 → 屋根の軽量化等、耐震性が確実に向上する簡易な工事について、簡易改修（設計・工事）に要した経費の $\frac{4}{5}$ を補助（ただし、40 万円を限度とする）

シェルター設置 ・構造上既存建物と一体とならない耐震シェルターの設置について、設置に要した経費の $\frac{3}{4}$ を補助（ただし、30 万円を限度とする）

※1 簡易改修に限り、対象住宅に「大阪北部地震による罹災証明書の交付を受けたもの（一部損壊以上）」を加える。

※2 概ね1年以上使用されていない状態等の物件に限り経費の100%を補助。（ただし、170万円が限度）

※3 概ね1年以上使用されていない状態等の物件に限り経費の100%を補助。（ただし、125万円が限度）

※4 過去に補助を受けていても、評点1.0未満の場合、補助を受けられる可能性がありますのでご相談ください。

*詳しくは、宇治市役所建築指導課へお問い合わせください。

宇治市役所・建築指導課 TEL 0774-20-8794 / FAX 0774-21-0409

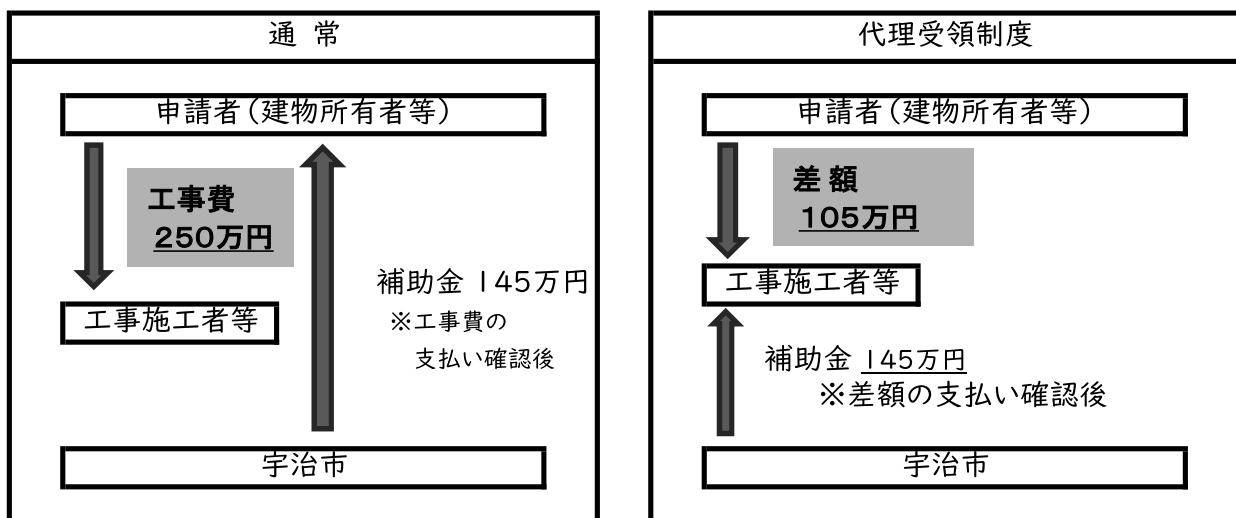
耐震改修工事費等補助金について 代理受領制度を利用できます。

○代理受領制度とは

申請者（建物所有者等）との契約により耐震改修工事等を実施した者（工事施工者等）が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、工事費等と補助金との差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。

〈木造住宅の耐震改修工事で、工事費 250万円、補助金 145万円の場合を例示〉



建築の専門家による耐震相談

京都府内の建築関係の公益法人では、建築の専門家が耐震についての相談に応じます。

- （一社）京都府建築士事務所協会 Tel 075-334-5277
- （一社）京都府建築士会 Tel 075-211-2857
- （一社）まちと人のセーフティーネット Tel 075-551-6615

公的機関による融資制度

京都府による融資制度のほか、独立行政法人住宅金融支援機構による耐震改修融資制度があります。

- リフォーム融資
住宅金融支援機構 お客様コールセンター Tel 075-334-5277
- 京都府住宅改良資金融資（21世紀住宅リフォーム資金）